

# 復 興 整 備 計 画

いわき市・福島県

平成24年6月12日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

いわき市の全域

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 東日本大震災による複合災害に見舞われた福島県浜通り地域の拠点都市として、市民の安全・安心を最大限に確保し、震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創造する。
- ② 各地域の復興ニーズに的確に対応しながら、将来にわたり地域コミュニティが維持され、持続あるコンパクトな都市環境を形成する。
- ③ 今後、数十年から百数十年の頻度で発生すると想定される津波及び高潮に対しては、海岸堤防等により人命や財産を守る。
- ④ 今後想定される最大クラスの津波に対しては、各地域の特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた「多重防御」による津波防災・減災対策を実施する。
- ⑤ ほ場の大区画化を行うことによる農業生産性の向上及び担い手への農地集積を図ることにより、被災した農村地域の復興を図る。
- ⑥ 内陸部における地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地等の復旧及び二次災害の防止対策を行い、安全な住宅市街地の復興を図る。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ① 市民の安全・安心の確保を第一に、住環境・コミュニティの維持向上が図られるよう、津波被災地域に隣接する高台に住宅地を配置し、地域の一体的な再生・整備を図る。
- ② 被災状況や地理的条件など、地域の実情に応じた総合的な防災対策を講じ、減災の考え方を基盤とした災害に強いまちづくりを進める。
- ③ 津波被害を受けた農地については、復旧することを基本とともに、農村地域の復興を図る。

### (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

#### ① 沿岸域

- ア 津波により相当数の建物が流出し、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住宅地等については、防災集団移転促進事業により、近隣の安全な場所に住宅地を整備し集団移転を図る。また、住宅地等の移転跡地については、災害危険区域として指定し、防災空間としての活用や自然的土地利用を誘導する。
- イ 津波被害の大きかった既成市街地部においては、河川・海岸保全施設の整備にあわせ、津波の減勢効果に寄与し、良好な景観と都市環境を形成する津波防災緑地を適切に配置しながら、後背市街地及び隣接する農地、山林等を含めた区域を土地区画整理事業の手法で一体的に整備することにより、健全な市街地として再生を図る。また、これらの区域については、ゾーニングにより商業・業務・住宅地を適正に配置する。（久之浜、薄磯、豊間、小浜、岩間地区）
- ウ 海岸保全施設の整備、避難路の確保などの津波防災対策等により地区の安全性の向上を図りながら、産業の集積と良好な居住環境を確保する。
- エ 東日本大震災により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対して、被災集落・市街地の隣接地に安心して生活できる災害公営住宅を整備する。
- オ 沿岸各地域の連携を図ることで、地域間相互の防災機能及び文化・物流機能の向上を図り、また、本市の魅力である海を活かした海岸道路等の観光軸を整備する。
- カ 産業、観光振興の拠点とするため、本市復興のシンボルとして小名浜港周辺地域の一体的な再生整備を図る。
- キ 津波被害を受けた沿岸部の農地については、復旧を図ることを基本とし、平地区、勿来地区、四倉地区においては、ほ場の大区画化を行うことにより農業生産性の向上及び担い手への農地集積を図る。

#### ② 内陸部

- ア 内陸部については、現状における土地利用を基本として、都市の防災性の向上を図り、安全で安心して暮らせる良好な都市環境を創出するとともに、農地・農

<p>村集落においても、復旧・復興のための取組みを実施する。</p> <p>イ 被災地と内陸部を接続する道路を整備し、緊急時の避難路、緊急物資の輸送路としての活用を図る。</p> <p>ウ 地震により甚大な被害が生じた盛土造成地については、造成宅地滑動崩落緊急対策事業により、宅地及び周辺公共施設の早期復旧を図る。（西郷町忠多、泉もえぎ台）</p>		
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
<b>4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）</b>		
事 業 区 分	図面記号	事 業 に 係 る 事 項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	B-1 地区	<p>事業名称：末続地区防災集団移転促進事業</p> <p>事業主体：いわき市</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～25年度</p> <p>集団移転促進事業に関する事項：別添「末続地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
	B-2 地区	<p>事業名称：金ヶ沢地区防災集団移転促進事業</p> <p>事業主体：いわき市</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～25年度</p> <p>集団移転促進事業に関する事項：別添「金ヶ沢地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		

(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	D－1 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（四倉） 実施主体：いわき市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	D－2 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（平沼ノ内） 実施主体：いわき市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～25年度
	D－3 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（平薄磯） 実施主体：いわき市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～25年度
	D－4 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（平豊間） 実施主体：いわき市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～25年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度から平成25年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1							
2							
3							

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法		農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法	
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	B-1地区	○										
		B-2地区	○										
2	その他施設の整備に関する事業	D-1地区	○										
		D-2地区	○										
		D-3地区	○										
		D-4地区	○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。